

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	9 5 1	受 理 年 月 日	令 和 2 年 9 月 2 8 日
件 名	介護サービス事業所の人員基準等の取扱いの是正		
要 旨	<p>2020年6月1日に厚労省から発出された新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）（以下「臨時的取扱い」という。）では、一定の要件の下に、通所系サービス等で利用者には利用料増ということで提供時間の2区分上位の基本サービス費等の算定を可能とする特例が導入された。このことで、介護現場は混乱し、利用者への説明などは介護事業所が行い同意を求めるとしている。しかし、こうした算定をどこがしているかは行政も実地指導以外は分からないシステムとなっている。6月25日の社会保障審議会介護給付費分科会において、利用していないサービスの分まで自己負担として利用料が増えるのはおかしいなどと意見が上がった。</p> <p>新型コロナウイルスで介護事業所の経営は極めて困難となっているが、その経営対策を利用料の増という形で利用者にも負担を増加させる手法は問題が大きいと考える。既に長野県飯田市では、臨時的取扱いにより増加した利用者負担を解消するため、上乘せ分を市が補填することを決め、メディアでも大きく取り上げられた。</p> <p>については、京都市において、市が掲げる高齢者の人が365日、地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの実現に向けた手立てとしても、臨時的取扱いによる2区分上位の請求がされた場合の利用者負担の増加分を市が負担することを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	くらた共子, 河合ようこ, 鈴木とよこ, とがし 豊		
付 託 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		